社会福祉施設等における感染症の防止対策について

感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等が、集団で過ごされる施設では、様々な感染症が、拡がりやすい状況にあり、感染自体を完全になくすことはできないものの、感染する方を最小限にする対応がとても重要となります。 高齢者等の施設で働く皆様におかれましては、今一度、次のような日頃からの対策を徹底してくださるようお願い します。

1 病原体を持ち込まない

〇施設に、感染源となる病原体が持ち込まれるのは?

職員,業者(清掃や給食含む。),面会者,入居予定者,短期入所や通所サービスの利用者等から病原体が持ち込まれる可能性があります。

2 病原体を持ち出さない対策

○ 職員と利用者の間での病原体が持ち出される?

施設での感染症の持ち出しは、感染経路により違いはあるものの、医療処置や看護、介護、リハビリ等を介し、持ち出されます。

3 病原体を拡げない対策

○ 病原体を拡げる要因は?

食事や入浴,排泄といった日常でのケアや,設備・物品等により, 広くまん延する可能性があります。

4 持ち込まない・持ち出さない・拡げないためには

施設を利用する人に対する、感染の可能性を早期に把握しましょう

施設を利用する全ての人に、感染の可能性が疑われる症状(発熱、呼吸器症状、胃腸炎症状等)がないか、 休日等の状況も含めた把握を、早期に行える体制整備が必要です。

職員1人1人が、標準予防策を基本とした感染防止対策を徹底しましょう

手洗い等の標準予防策を基本に、各々の感染症にあわせた予防策を追加し、実施することが重要です。 全職員が、感染防止対策を徹底していないことが、感染症のまん延を引き起こすきっかけとなります。

日頃から、健康管理を心がけるとともに、感染症にり患した場合は、休むことができる職場環境づくりも必要です。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(厚生労働省)などを活用し感染対策に努めてください。

担当:旭川市保健所健康推進課保健予防係 TEL) 25-9848